

平成23年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成23年10月24日)

1 日 時

平成23年10月24日(月) 13時30分～15時00分

2 場 所

福島市市民会館

3 議 事

- (1) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正について
- (2) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

4 出席委員

大越則恵 加藤卓哉 後藤忍 佐藤俊彦(代理:木村光政) 佐藤幹雄
瀧本チイ 中井勝己 長澤利枝 長林久夫 橋口直幸 星サイ子 星光祥
堀金洋子 山口信也 渡部チイ子(以上15名)

5 欠席委員

稲森悠平 佐藤光俊 高荒智子 福島哲仁 和合アヤ子 和田佳代子
(以上6名)

6 事務局

荒竹 生活環境部長 (生活環境総室)	}	荒竹生活環境部長	他
加藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長 (環境保全総室)		あいさつ後退席	
齋藤 生活環境部次長(環境保全担当)、猪狩 水・大気環境課長		他	

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 高橋 生活環境総務課主任主査
- (2) 次に、中井議長(全体会長)から議事録署名人に後藤忍委員と山口信也委員を指名することが提案され、了承された。
- (3) 議事(1)
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正について、事務局(猪狩水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(堀金委員)

資料の1-2の2ページの(2)「特定事業場排出水の汚染状況測定結果の保存義務の追加について」の保存期間は何年か。

また、4ページの罰金規定の金額は法律に基づいて出されたのか、それとも県独自の条例なのか。

(猪狩水・大気環境課長)

資料1-2の3ページの「結果の保存」の保存期間は、3年である。

また、4ページに示された罰金規定は、国の法改正の内容である。

(橋口委員)

資料1-2の2ページ(1)「設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し」では、「窒素及びりんを除去することができる浄化槽」へ改正するようであるが、従来型の浄化槽では、りんの排出を抑えることができないので、浄化槽の型式を変えなければいけない。

猪苗代は観光地であるため、猪苗代湖は地元住民にとっても大事なものであり、皆の思いとしては、水を綺麗にしたい、基準を守りたいと思っているが、実際に浄化槽を取り替えるとなると莫大な資金を要し、厳しい面もある。

行政の指導の対象は、何の施設の浄化槽か。

また、この改正は、どの程度の拘束力によって影響することがあるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

参考資料1-1の第22条と第24条が、改正に係わる箇所である。

第22条では、50人以下の浄化槽、第24条では、家庭用の浄化槽を対象としており、今回の改正に係わる規制対象は、小規模の浄化槽である。

なお、この改正は、現在使っている浄化槽をすべて替えるということではなく、今後新しく設置するものに対し、窒素除去型ではなく、窒素・りん除去型を設置しなければならないという義務づけである。

また、何年以内に浄化槽を変更するという意味ではなく、下水道が普及していない地域における汲取りや単独処理浄化槽に対しては、早急に窒素・りん除去型浄化槽への変換を促していく必要があることから、市町と連携しながら指導していく方針である。

もう1点、旅館業等の特定施設における窒素・りんの規制は、新設・既設の2つの基準があり、新設の基準は、既設の基準に比べて厳しく、下水道区域内の特定施設についても、これら2つの基準が適用される。

このような施設を改造することになれば、改造した時点で新設の基準を遵守することになるが、この場合、助成制度があるため、県は1施設あたり675万円を上限として事業費の4分の3の補助を行う。

窒素除去型浄化槽は、通常の浄化槽よりも約20万円位高いが、県と市町が3対1の割合で差額を補助している。窒素・りん除去型浄化槽では、さらに50万円も高くなるが、その費用についても、県と市町で3対1の割合で補助を行い、猪苗代湖地域に新しい浄化槽を設置する場合であっても、設置者の負担は、福島市で設置する場合と変わらないことになる。

(後藤委員)

参考資料の1-1の別表1については、りと窒素の許容限度の数値がさらに厳しくなるのか。それとも今回規制値そのものが変わるのか。

条例改正前の基準であるが、窒素・りん除去型浄化槽の設置の義務付けになれば、別表の数値も連動して変わる事となる。

(猪狩水・大気環境課長)

改正の対象となる小型浄化槽については、別表のような基準は適用されない。

基準が適用されるのは、水質汚濁防止法に基づく特定事業場と生活環境の保全等に関する条例いわゆる横出し条例に基づく排水指定事業場及び処理対象が51人以上500人以下の浄化槽である。

また、これらの施設の改造等により、汚濁負荷量が増える場合は、新設扱いとして厳しい基準が適用される。今回の条例改正では、窒素・りん除去型浄化槽の義務付けを行うものであるため、排水の規制値は設定しない。

(星サイ子委員)

資料1-2の2ページ(1)「設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し」で市町関係の議員を含め、改正の内容が100%理解され協力してもらえるのか。

条例を改正しても、市民や町民、議員から理解・協力を得ることが出来なければ、財政的な負担も伴うため、制度が成り立たないのではないか。浄化槽を設置する個人も、「お金かかるから嫌だ」と反対するのではないか。

また、地元の市町等は県の案を理解していることを前提に改正作業が進められているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

改正の内容は、9月21日に開催された猪苗代湖周辺の市町の担当課長会議

の中でも説明しており、さらに、市町へ出向き、町長等に説明した。これらにおいては、行政として、猪苗代湖の水質を考慮すると、窒素・りん除去型浄化槽の設置は止むを得ない状況であるという共通の認識を得ている。

浄化槽の設置費用については、通常型が110万円、窒素除去型が130万円だとすると、窒素・りん除去型浄化槽は180万円から190万円位だが、各個人は通常型と同じ負担で設置することができ、残りは県と市町で負担する。初期投資については、設置者にご理解いただけるのではないかと考えている。

一方、年間の維持管理費用については、若干高くなり、市町でも維持管理費用を課題としている。

猪苗代湖によって、我々、特に隣接している市民・町民の方々は恩恵を受けていると考えられることから、ある面では、受益者負担という考え方もある。

今、水質を守らないと猪苗代湖が汚れ、観光資源として利活用出来ない、飲料水として利用出来なくなる。確かに飲用水としては、猪苗代湖の水を利用しない地域もあるかもしれないが、全体的な視点から考えていかなければならない。

また、下水道使用とのバランスがあり、下水道料金は「水道料金分の何割」として払うこととなるが、浄化槽の維持管理費用との比較をした場合、浄化槽の負担割合がどの程度になるかなど、多くの面から市民の方々のご理解をいただくことが必要となる。

なお、これらの問題については、パブリックコメントや各市町からの正式な意見をいただき、最終的に条例として成立させたい。

(佐藤俊彦委員)

今回の改正は、水質汚濁防止法の改正を受けて行うのか、又は、先の説明のように、猪苗代湖の水質保全を図る上では、条例改正による強い措置で臨まなければいけないという目的で行うのか。

また、資料の1-2の3ページ(2)「特定事業場排出水の汚染状況測定結果の保存義務の追加について」では、「その結果を記録しておく」と記載してあるが、参考資料1-1第19条では、「記録しておかなければならない」という規定になっている。今回の改正後もおそらく「その結果を保存しておかなければならない」と規定されるのではないかと予測されるが、「結果を記録しておかなければならない」にも関わらず罰則規定が無い。今回の改正で罰則を設けるといふ趣旨は、法律との整合性を図るものなのか。

さらに、参考資料の1-1の別表第1と別表第2が算用数字で、本文が漢数字であるのはなぜか。

(猪狩水・大気環境課長)

算用数字と漢数字については、誤りのため修正する。

窒素・りん除去型浄化槽の義務付けは、水質汚濁防止法の改正に伴うものではなく、猪苗代湖の水質保全という観点から、県の判断により改正するものである。

資料の1-2の3ページの内容は、改正案ではなく、改正の概要を記載しているものである。

また、現行の第19条の関しては、罰則はないが、改正水質汚濁防止法や改正大気汚染防止法では罰則規定が設けられたことから、法律との整合を図るため、条例においても罰則規定を設けることとしている。

(長澤委員)

資料1-2の3ページの(2)「特定事業場排出水の汚染状況測定結果の保存義務の追加について」のイ「条例に基づく規制措置の見直しの内容」にはなく、参考資料1-1の第19条には「特定事業場排出水を排水する者は、規則で定めるところにより」とある。この「規則で定めるところにより」の文言は、条例改正後には削除されるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

「条例に基づく規制措置の見直しの内容」は、どのように改正するのかという概要として記載しているため、今回改正する条文そのものではない。

(長林委員)

条例の改正の内容については賛成だが、条例全体に関連する事項の記載があるので、漏れなく改正する必要がある。

例えば、第45条では、窒素除去型浄化槽という文言があるので、改正する必要がある。

さらに、プレジャーボートやエンジンオイルなど、条例制定当時と比べて検討しなければならない事項はないのか。

(猪狩水・大気環境課長)

全ての条文で同じ用語になるように漏れなく改正する。

また、プレジャーボートやエンジンオイルについては、十分に調査した上で、必要があれば、今後、改正することとする。

(佐藤俊彦委員)

同じく3ページの「特定事業場排水の汚染状況測定結果の保存義務の追加について」では、今回、記録の保存をすることとなるが、記録と保存については、他の条例等で電子データについて定めているものがあるか。

つまり、データによる記録の保存が可能か。

(猪狩水・大気環境課長)

水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例においては、電子データによる記録の保存に関する規定等はない。

(中井議長)

委員におかれては、今後実施されるパブリックコメントの意見も踏まえ、次回の1月の全体会の中で、最終的な判断を願いたい。

(4) 議事(2)

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水規準の見直しについて、事務局(猪狩水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

また、質疑中、後藤委員から資料2-2の訂正版の説明を求められたため、併せて説明した。

《質疑応答》

(大越委員)

暫定排水基準の適用を5年間延長する業種があるが、この延長する理由を教えてください。

(猪狩水・大気環境課長)

国の考え方に基づいているが、今年度の国の中央環境審議会において、これらの業種に関しては、これまでの排水のデータ等を考慮し、一律の規制値をクリアできるという判断があったことによる。

また、他の3業種に関しては、中小零細企業が多く、排水処理施設を設置するには経費を要するなどの問題があるため、これらの業種については、もう少し延長するとの判断がなされている。

なお、これら3業種に対しては、今後5年間の中で、国の規制値だけでなく、県の上乗せ基準も遵守できるように指導を続けていきたいと考えている。

(長澤委員)

資料2-2の4では、「見直しはするが、現在の県内の関係事業場については、今のところ基準以内である」という意味でよいか。それとも、先の説明であったように、「暫定期間が5年と設定されているので、その基準を遵守するように指導を徹底する」意味を含むのか。

(猪狩水・大気環境課長)

3ページの表「国と県の亜鉛の業種別排水規制の関係」を用いて説明すれば、今後、7業種は、暫定基準の適用から外れて一律基準が適用されるため、排水基準が厳しくなるが、その7業種においては、これまでの立入検査の結果等から、排水処理施設の改良、高度な排水処理は特に必要ないという意として解釈していただきたい。

また、県では、このような関係事業場に対しては、今回の改正に係る周知をしていくが、引き続き5年間延長する3業種に対しては、暫定的な基準の延長期間内であっても、関係事業場の方々には、できるだけ一律の基準を守れるような指導をしていく。

(5) その他

(高橋生活環境総務課主任主査)

今年度の今後の審議日程について、本日配付した資料の通りである。いずれも全体会の開催で、部会の開催はない。次回は来年1月になる。もう少ししたら御案内の通知をするのでよろしくお願いしたい。

(中井議長)

先ほど言い漏らしてしまったが、第2の案件については答申の写しをお送りして報告することとなるので御承知願う。

それでは、委員の皆さまより何か意見等はないか。

(加藤委員)

今日の議題については何ら問題ないが、本日は震災後初めての開催である。冒頭の生活環境部長の御挨拶で、部長さんもまずは除染が一番の課題とのお話をされたが、本来であれば、「環境」の審議会なのだから、審議の対象外であればあるで、経過や、県としての対応等の説明が欲しかったと思う。

(齋藤生活環境部次長(環境保全担当))

放射能汚染廃棄物関係の概要について、資料を用意しておらず申し訳ないが、

御説明する。

御承知かと思うが、8月下旬に、放射能に汚染された廃棄物の特別措置法が公布されている。本格施行は来年1月である。内容としては、放射性物質に汚染された廃棄物について、一つは対策地域内という面的な指定、もう一つ「指定廃棄物」という点的な指定とがある。汚れ具合の激しい地域については面的指定となる。指定廃棄物については、8,000Bq/kg以上ということで議論されており、おそらくその通りで行くのだと思う。例えば焼却施設から出た焼却灰や下水汚泥については、国が直轄で処理するという法律である。

また、除染についても、濃度の高いところは国が面的に指定し国が除染する、それ以外の、福島市内にも幾つかあるが、いわゆるホットスポット等は、県が調査をし、市町村が除染計画を作り除染していくという内容が盛り込まれている。

汚染廃棄物や、今後除染で出る廃棄物について、一番の課題は、新聞でも出ているが、最終的な出口をどうするかである。一つは中間貯蔵施設であるが、これについては、今月末までに国がロードマップを示し、そこで具体像が出るであろうと思う。もう一つ、特に災害廃棄物については、リサイクルをどう進めていくかがあるのではないかと考えている。というのも、放射性物質に汚染されてはいるが、リサイクルが滞れば埋めざるを得ず、既存の処分場ではとても追いつかない状況。そして、これが本来一番の課題であろうが、住民の皆さまの理解をどう得るか。新聞報道だと、最近では川俣の山木屋で説明会をし、国有林を使いたいと提案したものの反対があった、などの報道がある。説明会については、国、県市町村一体となって進めている。

それと、環境モニタリング、処理施設等の放射性物質の濃度について定期的に測定していく必要があるだろうと思う。

災害廃棄物の処理状況としては、仮置き場へ搬入は進めているが、焼却をしても最終出口が見つからないため焼却施設に一時保管せざるを得ず、動いていない状況だ。除染で出た廃棄物については、今後いかに一時保管施設を確保していくか、まさにこれからスタートを切っていくということになる。

極めて概略的な話で恐縮だが、以上になる。

(後藤委員)

私も同様の観点から。環境審議会のメンバーでありながら、今回の件に関して何も働きかけることができなかったことに、非常に無力感というか忸怩たる思いを抱いている。個人的に色々とできることを少しずつやっているが、やはり県として原子力行政にどのように関わってきたかという自己反省というようなもの、或いは審議会としてどうあるべきか等について一度議論してもいい

のではないか。

8月に県では、復興ビジョンを出されたが、そこでは、基本的には国の責任が問われるとしているが、県が原子力をどのように広報してきたかや、県が計画で原子力をどう位置づけていたか等については、私が見たところでは確認できなかった。

この審議会の中でも、文言にはなっていないが、過去に、「二酸化炭素を減らすために原発を推進すべきだ」というような発言が、今日この場にはいない委員からなされたと記憶しているし、そういった点からも、何らかの自己反省というものをやるべきではないかと個人的には考えている。

(中井議長)

審議会でこういう問題をどの程度議論したらいいのかはいささか悩ましい問題だとは思いますが、二人の委員から意見が出たことでもある。今この場ですぐ対応をとということではない。今年度もう一度予定されているということだし、またそれまでの間に事態も大きく動くことと思う。それに、新聞等で情報入手している内容も多いとは思いますが、事務局で一度経過報告を含めて整理し、3・11以降の福島環境がどうなっているのか、今後どうなっていくのか、話し始めれば2、3時間になってしまうだろうから、概要で結構かと思うし、議題としてでなくともいいと思うので、次回審議会で、これまでの状況の整理と将来の展望のようなものをお示し願いたい。

仮置き場の問題にしても、私個人の考えでは、国が責任を持って対応すると言っている、実際どこに作るかとなったら地元で解決しないと前進しない問題であり、現実的には、県も含め何らかの対応が迫られるのではないかと考えている。

そういう意味でも、次回の会議で結構である、この間の原子力災害、放射能汚染の問題、或いは原発のこれまでの状況等について、是非、御報告いただく形で対応してもらえればと思う。委員の皆さま、異論無いか。

(長澤委員)

まさに今お二人の委員と中井議長が言われたとおりだと思う。私は総合計画審議会委員もしている。そこでは、先に「復興ビジョン」あり、で、「いきいき総合プラン」の見直し、すなわち脱原発依存のことは抜きにした見直し作業に入っている。そこに臨ませていただき、忸怩たる思いがある。

つまり私は、環境審議会委員としてずっと議論を重ね、皆さんと一緒に、より良い福島県の環境づくりのための施策づくりに関わってきたのに、それが脇に追いやられてしまい、この切羽詰まった状況で優先順位があるのは分かるが、

やはり環境審議会の中でずっと培われてきた「福島県の環境を次世代に残そう」という理念、この理念の下で作ってきたものがなかなか活かされていかない現状にあるということから、一度、皆さんの思い、議論をすりあわせる必要があります、そしてそれを次のステップに活かすチャンスを作るべきと思う。

(中井議長)

事務局では、私が提案した線で対応いただけるだろうか。

(齋藤生活環境部次長)

持ち帰り、部長にも今御議論があったことを伝え、後ほど相談したい。

(中井議長)

予定の時間が来たので、他になれば本日はこれで終了としたいが。

(堀金委員)

一つ言いたい。本日の議題の条例や見直しも切羽詰まっているから急がれるのは分かる。しかし、今ほど出た意見が我々の思いである。冒頭の部長さんの挨拶を聞いていて、原発関係、除染対応については、それはそれで進めています、この審議会では対象外ですよと言っているように受け取れ、心に引っ掛かった。我々県民の一番の関心事はこの原発事故だ。そこをきちんと踏まえて欲しい。我々は、県知事から委嘱状を受け取って、環境について審議しているのだから、次回はきちんと対応していただきたい。曖昧にしないで、しっかりと。県を思う気持ちは我々も同じである。今日の議題の文章についても、言いたいこといっぱいあるけれども、そこはこらえて利口に振る舞っているのだから。是非ともよろしく願います。

(会場より、拍手)

以上で議事を終了した。

(6) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査